

## 第18号議案

### 島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条」を「第28条の3」に改める。

第3章第2節中第28条の次に次の2条を加える。

#### （事案の移送）

第28条の2 実施機関は、訂正等の請求に係る個人情報第19条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正等の請求をした者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正等の請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正等の実施をしなければならない。

#### （個人情報の提供先への通知）

第28条の3 実施機関は、第27条第1項の決定に基づく個人情報の訂正等の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第34条第1項各号列記以外の部分中「係る」の次に「裁決又は」を加え、同項第2号から第4号までの規定中「対する」の次に「裁決又は」を加える。

第35条の見出し及び同条第1項中「対する」の次に「裁決又は」を加え、同条

第2項各号列記以外の部分中「該当する」の次に「裁決又は」を加え、同項第1号中「棄却する」の次に「裁決又は」を加え、同項第2号中「旨の」の次に「裁決又は」を加える。

附則第3項中「第2章第2節及び第3節」を「第3章第1節から第3節まで」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。